

カスタマーハラスメント防止へのご理解とお願い

2026 年 10 月 1 日施行の改正労働施策総合推進法により、事業主には、従業員をカスタマーハラスメントから守るための対策を講じることが義務付けられます。

当薬局においても、患者様・ご家族の皆様からのご意見やご要望を真摯に受け止め、より良い薬局サービスの提供に努めてまいります。

一方で、従業員の安全を守り、すべての患者様に安定した医療サービスを提供するため、次のような行為については、カスタマーハラスメントとして対応を中止させていただく場合があります。

対象となる行為の例

- ・暴言、脅迫、威圧的な言動
- ・従業員に対する侮辱や人格を否定する発言
- ・長時間の拘束、居座り、不退去
- ・同じ内容の要求を繰り返す行為
- ・合理的な範囲を超える謝罪や補償の要求
- ・従業員のプライバシーを侵害する行為
- ・SNS やインターネット上での誹謗中傷
- ・その他、従業員の安全や就業環境を害する行為

悪質な行為や、従業員・他の患者様の安全を脅かす行為については、警察、弁護士その他の関係機関へ相談・通報する場合があります。

皆様に安心して当薬局をご利用いただくため、
ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2026 年 10 月 1 日
株式会社和光